

議案第42号

今後の市民館・図書館のあり方 (案)

令和3（2021）年1月
川崎市教育委員会

目次

第1章 策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 策定の目的	1
3 市民館・図書館の概況	2
4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進～国の動向～	3
5 本市の主な関連施策	6
6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ	7
第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性	8
1 10年後の未来に向けて	8
2 今後の市民館・図書館に求められる役割	10
3 今後のめざす方向性	11
第3章 今後の市民館の運営のあり方	12
1 市民館の現状と課題	12
2 市民館運営の基本的な考え方（基本理念）	14
3 市民館の事業・サービスの展開の方向性（基本方針）	14
4 取組の方向性	16
5 管理・運営の方向性	22
6 事業推進に向けた人材育成の方向性	24
第4章 今後の図書館の運営のあり方	26
1 図書館の現状と課題	26
2 図書館運営の基本的な考え方（基本理念）	28
3 図書館の事業・サービスの展開の方向性（基本方針）	28
4 取組の方向性	30
5 管理・運営の方向性	36
6 事業推進に向けた人材育成の方向性	38

第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性	40
1 施設の現状と課題.....	40
2 環境整備の主な取組	40
3 施設整備の基本方針	41
第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて	43
1 庁内における推進体制.....	43
2 事業推進における市民意見聴取.....	43

第1章 策定にあたって

1 策定の背景

我が国は、急速な少子高齢化の進行から、平成20（2008）年をピークに人口減少に転じるとともに、出生数の減少と死亡者の増加から、人口構造が変化してきており、社会保障の給付と負担のバランスや地域社会の活力の低下など、経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、未婚・晩婚化の進行などから家族形態も変化しており、あらゆる世代を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

更に、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりや地域のつながりが変化しています。

こうした大きな変化によって、自らの居場所を失うことなどの孤立を背景として生じる複雑・深刻化した社会問題も起きています。

本市においても、今後、更なる都市化の進展や急速な高齢化の進行が見込まれており、人口減少への転換などと合わせて、激しく変化する社会状況に適切な対応を図っていく必要があります。

また、甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然と共生・共存しながら、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応も求められています。

これまでも、本市の市民館・図書館は、それぞれの施設の持つ機能・強みを發揮しながら、学級・講座等の実施や学習資料の提供等により、市民に学びの機会を提供するなど、地域の中の社会教育施設として市民サービスの向上を図ってきました。

こうした変革時代の成熟した社会において、住み慣れた地域で、幸せを実感しながら、いきいきとした人生を送り続けるためには、多様な考え方を認め合い、互いに支え合いながら、持続可能な地域づくりを進めていくことが求められています。

2 策定の目的

超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。

市民館・図書館では、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、将来的な社会の大きな変化の中にあっても、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。

この「今後の市民館・図書館のあり方」は、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものです。

3 市民館・図書館の概況

(1) 市民館

本市では、「公民館」と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の2つの機能を持つ都市型施設を、教育文化会館・市民館（以下「市民館」という。）として、各区に1館設置するとともに、地域に密着した施設として6館の分館を設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の自発的・主体的な学習活動を支援しています。

また、身近な学びの場として、市民が集い、つながる、地域に根差した市民館をめざすとともに、タイムリーな話題や市民ニーズに対応した事業企画により、市民の学習意欲を高める事業展開を図っています。

更に、平和や人権、男女平等推進、家庭教育に関する講座の開催などを通じて、社会生活や地域の課題についての学びの場を積極的に創出しながら、地域における社会教育を振興する取組を推進しています。

【主な事業内容】

生涯学習等の活動の場として会議室等の施設・設備の貸出、地域特性や社会課題を捉えた学級・講座、イベントの実施、地域の中で主体的に活動している自主学習グループやボランティアグループ等の育成及び活動支援、学びと活動を通じた市民同士の交流の推進等の取組を行っています。

【管理運営】

施設の維持管理業務及び学級・講座等の事業の企画・実施を直営とし、市民館のホール運営管理・窓口業務を民間事業者に委託するなど、一部、民間活力を導入しています。

(2) 図書館

図書館は、各区に1館の地区館を設置するとともに、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫での市内21ポイントの巡回、図書・資料を効率的に提供するためICT（情報通信技術）などを活用した図書館ネットワークを構築し、全市的な図書館サービスを展開しています。

また、地域や市民にとって役立つ「知と情報の拠点」をめざして、市民の生涯学習を支える取組や調べ物相談（レファレンスサービス）をはじめとした市民の仕事や生活に役立つサービスを提供するとともに、児童・生徒の読書支援など学校図書館との協働の推進や市内大学や関係機関等と連携した川崎として特色のある図書館としての取組を行っています。

更に、図書館システムの構築など、持続的で安定した効果的・効率的な運営や図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざした運営に努めるとともに、ボランティアや各種市民グループ・団体との協働の取組など、市民に信頼される市民が支える図書館としての取組を行っています。

【主な事業内容】

図書・資料の収集、貸出・返却、レファレンスサービスや読書相談、読書普及活動（おはなし会や時事等を捉えた図書・資料の企画展示等）、市民の課題解決に向けた図書・資料コーナーの設置、障害のある方への対面朗読や郵送貸出サービス、地域資料（郷土資料等）の収集・提供・企画展示など、7区それぞれの地域状況に応じた取組、子どもの読書活動推進のための取組などを行っています。

【管理運営】

図書・資料の選定、レファレンスサービス等の業務を直営とし、貸出・返却カウンター業務や配架業務等を民間事業者に委託するなど、一部、民間活力を導入しています。

4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進～国の動向～

(1) 「生涯学習の理念」に基づく生涯学習社会の実現

「生涯学習」とは、一般的には人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などの様々な機会において行うあらゆる学習という意味で用いられており、平成 18（2006）年に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定されています。

(2) 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

平成 30（2018）年に閣議決定された「第 3 期教育振興基本計画」では、2030 年以降の社会を展望し、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組むとされており、「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」や「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」などを政策の目標に掲げ、生涯を通じ学び、活躍できる環境を整えることを基本的な方針として位置づけています。

(3) 今後の社会教育の振興方策

平成 30（2018）年 12 月に中央教育審議会から答申された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」においては、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育が中核的な役割を果たすべきものであり、多様な課題の顕在化や急速に社会経済環境が変化する時代にあって、地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。

また、公民館や図書館などの社会教育施設には、地域活性化・まちづくり・文化・交流の拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。

【今後の公民館に求められる役割】

公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施しています。

今後の公民館には、これまで培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じて学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点を目指していくことが望まれています。

【今後の図書館に求められる役割】

図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出し、読書会、レファレンスサービス等を実施しています。

今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれています。

(4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものである一方、子育てや家庭を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となります。

また、地域行事への参加やボランティア活動をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これから時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子どもたちに育むとともに、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要となります。

【関係法令】

社会教育法 第5章 公民館 抜粋

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

図書館法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

5 本市の主な関連施策

(1) 「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(平成27(2015)年3月)

基本政策VII「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」に、市民館及び分館で実施している社会教育振興事業や図書館運営事業等を位置づけています。多様な学びの機会の提供による地域のつながりの創出や、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組むとともに、地域の多様な市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を主体的にいきいきと地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組むこととしています。

(2) 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(平成27(2015)年3月)

本ビジョンは関連する個別計画の上位概念として位置づけられ、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念としています。この基本理念を実現するための具体的な取組に向けた考え方のひとつとして、地域全体が互いの生活への理解を深め、共生意識を醸成し、人々の多様なあり方を認め合える全員参加型の社会を築くことが必要であることとし、福祉的な視点をもった学校教育や社会教育の推進をその効果的な取組のひとつとしています。

(3) 「これからの中核市コミュニティ施策の基本的考え方」(平成31(2019)年3月)

本考え方では、超高齢化と人口減少社会の到来や地域コミュニティの希薄化等の暮らしを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、地域のつながりづくり、多様な主体による地域づくりの新たな構築に取り組むこととしています。市民館や図書館は、誰もが気軽に集い、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」の形態のひとつとして挙げられるなど、より自由度の高い活用に向けた地域化の取組の推進が必要とされています。

(4) 「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方(平成31(2019)年2月)

「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けて、市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化の検討や施設が持つ機能に着目した「機能重視」の考え方への転換に伴う施設配置の考え方の再検討等の視点に基づき、検討を進めることとしています。

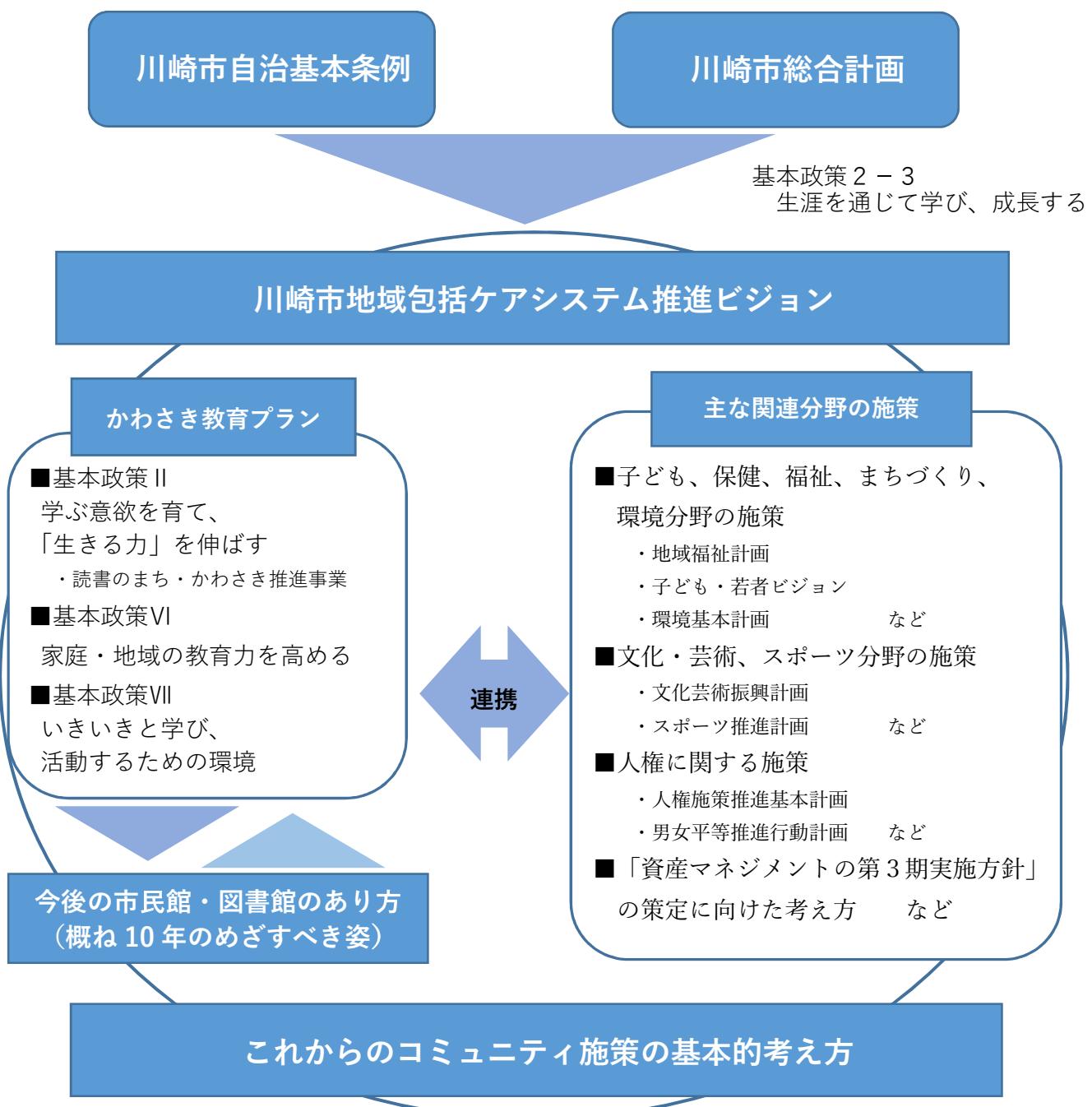
(5) 「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」(平成31(2019)年2月)

本市では、将来にわたる持続的な発展を図るために、国際的な取組である持続可能な開発目標(SDGs)達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定しました。この方針において、総合計画の各施策・事務事業を進めるにあたり、市民や地域の団体、企業等の多様なステークホルダーとの連携等を図りながら、SDGsの達成に寄与する取組を推進することとしています。社会教育振興事業や図書館運営事業、生涯学習施設の環境整備事業は、SDGsの目標である、「ゴール4 すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」、「ゴール11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に寄与する施策として位置づけられています。

6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ

今後の市民館・図書館のあり方については、「川崎市自治基本条例」や「川崎市総合計画」に基づき、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と理念を共有し、「かわさき教育プラン」に位置づけた施策を推進するとともに、他の関連分野の施策とも連携しながら、その取組を進めていくこととします。

【今後の市民館・図書館のあり方位置づけの相関図】



第2章 今後の市民館・図書館のあり方の方向性

1 10年後の未来に向けて

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するために、10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」 ～生涯を通じた学びと成長～

(1) 人づくり

人はあらゆる学びを通じて、成長を続けます。自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、家庭教育や保育・幼児教育、学校教育を通じて、様々な学びや体験を積み重ね、働くことや地域活動に積極的に関わることで、自己実現や生きがいの創出を図っていくことが大切です。

ゆとりのある人生や暮らしの中で幸福感を得るため、人の役に立っているという実感が持てるような、自発的・主体的な学びのきっかけづくりや学んだ成果が、やりがい・生きがいとなる学びの好循環につながる人づくりを進めていきます。

(2) つながりづくり

人はつながりから、安心感や信頼感を得ます。つながりづくりには、まず人に興味を持ち、話し、知り合い、互いに違いを個性として認め合い、価値観を共有することがとても大切です。

学びや活動を通じて様々な主体が出会い、相互作用による新たな価値観が生まれることで、ともに地域の課題を乗り越え、解決に導いていくため、様々な人が触れ合う場づくりや多様なつながりづくりを進めていきます。

(3) 地域づくり

自分の住んでいるまちに愛着や誇りを抱く人が増えることで、まちは更に良くなっています。まちの魅力や強みをよく知り、自分の住むまちが良くなったという実感が持てることで、より積極的に地域の活動に参画する熱意や、更なる学びを求めることができます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域に関する理解や愛着を深める学習機会を創出することで持続可能な地域づくりを進めていきます。

【今後の市民館・図書館のあり方の構成図】



2 今後の市民館・図書館に求められる役割

今後の市民館・図書館は、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、人生100年時代の生涯学習社会の実現に向けて、次の役割を果たしていきます。

「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民の自発的な学びを通じた成長を支える社会教育施設として、新たな学びや活動への動機づけを図りながら、地域に暮らすさまざまな人々の交流等を促進するとともに、より主体的な学びや活動につながる取組を推進しています。

今後の市民館・図書館は、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進していく必要があります。

持続可能な社会の実現に向け、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていきます。



3 今後のめざす方向性

今後の市民館・図書館は、求められる役割である「学びと活動を通じたつながりづくり」を果たしていくため、次の3つの方向性をめざして運営を進めます。

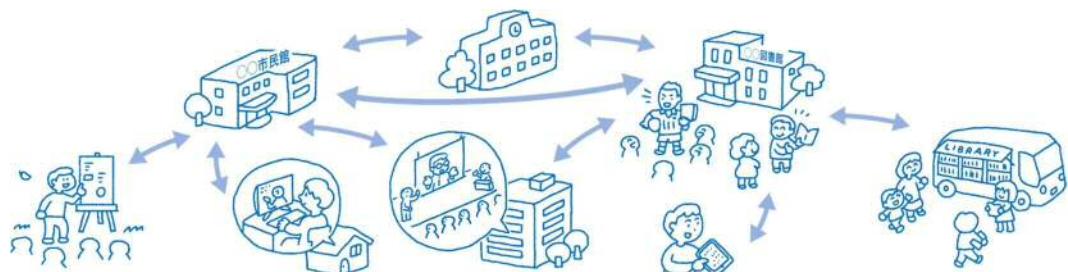
(1) 行きたくなる市民館・図書館～利用及び参加の更なる促進～

誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざします。



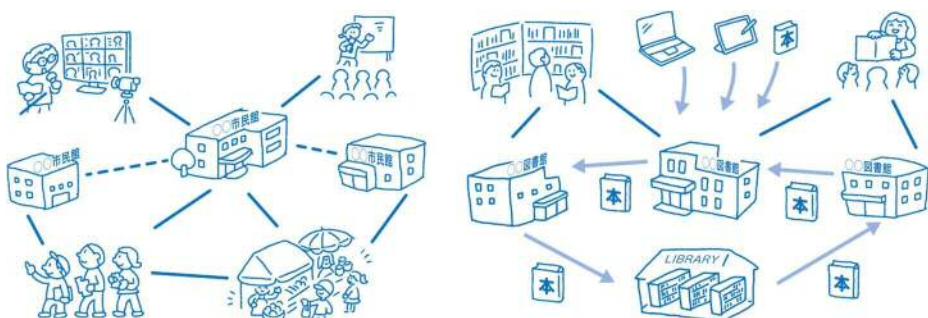
(2) まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の推進～

地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで市民館・図書館を利用ていなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざします。



(3) 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～

学習の機会や情報の提供など、これまで市民館・図書館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を充実させることなどで、さまざまな人々や団体等が知識やスキルを高め、地域の担い手として積極的に地域づくりに関われるよう、人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざします。



第3章 今後の市民館の運営のあり方

1 市民館の現状と課題

(1) 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設提供

ア 現状

市民館及び分館では、自主学習グループ、市民活動団体、区PTA協議会、地域教育会議、文化協会等の社会教育関係団体や、民間事業者、NPO法人、学校等の多様な団体が活動しています。令和元（2019）年度は、延べ57,645団体が利用しました。

立地条件やアクセス等の相違から、各館ごとに利用率には差がありますが、過去5年間の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%となっており、諸室の性質によって利用状況に差が出ています。また、分館の平均利用率は50%を下回る状況が続いています。

市民館及び分館は、学習や活動の目的を持つ市民に、相互学習の場を提供する役割を有することから団体利用を原則としており、個人で利用したい人にとっては、身近な存在とはいえない状況です。

イ 課題

生涯学習の推進に向けて、ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなど、全ての人にとって利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりが求められます。

(2) 多様な事業展開による生涯学習活動の活性化

ア 現状

市民館及び分館では、民主主義の精神に則り、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざし事業を実施していますが、過去5年間の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況です。また現在、事業の多くは、市民館及び分館を拠点として実施しています。

事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上となっており、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエントリー機能が不足していると考えられます。

イ 課題

生涯学習の裾野を広げるために、より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることが求められます。また、市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。

(3) 学びの成果を活かした地域活動の促進

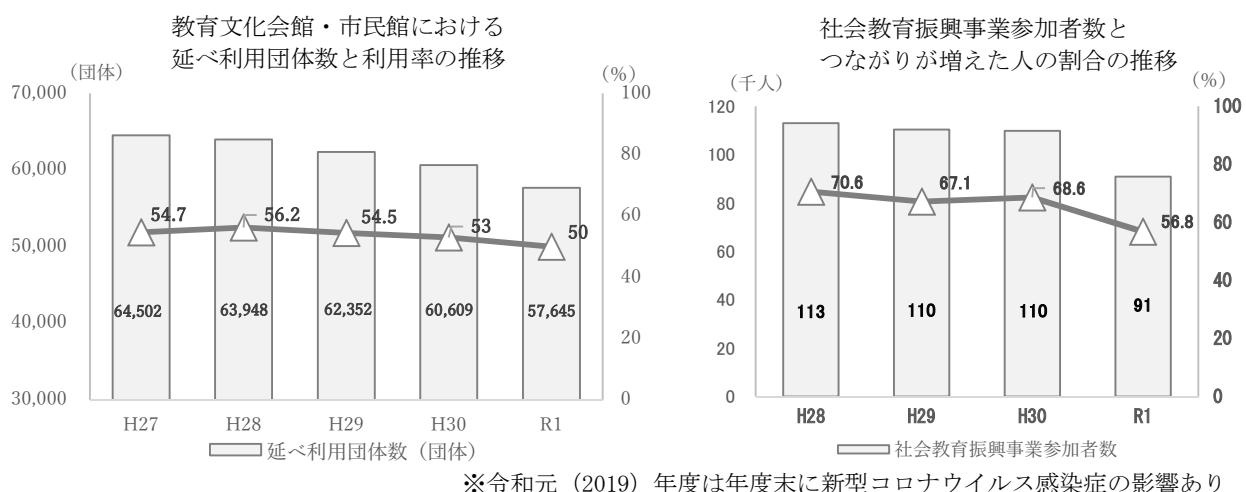
ア 現状

市民館及び分館で実施している社会教育振興事業の過去4年間の受講者を対象に実施したアンケートでは、「事業を通じて新たなつながりが増えた」と回答した割合は約60%となっています。つながりづくりを引き続き推進していくため、様々な人が触れ合う場づくりや多様なつながりづくりの更なる取組が必要です。

社会教育振興事業は、年間を通じた定期的な学習活動又は定員20人程度の連続した学級・講座を原則としており、継続学習による受講者の相互理解を促進し、グループ化につなげています。その一方で、交流事業の実施など、既存のグループ同士の横のつながりづくり、地域への活動の展開を支える取組や、個人の学びの成果を活かす仕組みについては、十分とはいえない状況です。

イ 課題

より多くの市民が学びを通じてつながり、尊重しあい、地域づくりに主体的に関われるよう、多様な事業によるつながりづくりを進める必要があります。また、グループの育成及び活動支援、個人の学びの成果の地域還元に向けた効果的な取組が求められます。



【市民館の現状と課題 参考意見】

〈令和元年度かわさき市民アンケートの主な結果〉

- ・市民館を利用したことがある人は約4割であった。
- ・利用してみたいと思う市民館は「自宅に近い（もしくは行きやすい）場所にある」が約3割で最も多く、次いで「居心地がよく飲食などができる、居場所として使える」が約2割であった。
- ・男女ともに30歳代以下に比べ40歳代以上の方が市民館を「利用したことがある」割合が高かった。
- ・市民館を利用しない理由は「どのようなことができる施設かわからない」が約4割と最も多く、次いで「そもそも関心がない」が約3割であった。

〈令和2年度社会教育委員会議市民館専門部会等からの主な意見〉

- ・ロビーで行われているカフェ事業は交流が行われていてにぎわいがあって良い。
- ・通路やロビーなどを活かして子どもの作品などの展示が行えると良い。何気なく通った人が見てくれ、雰囲気も良いと思う。発表の場があると達成感にもつながる。
- ・個人で使えるスペースは少ない。
- ・もっと気軽に受けられる講座が必要。やりたいことを見つけるきっかけになる。
- ・若い世代が地域に目を向けるような取組が必要ではないか。
- ・学習活動の情報発信に力を入れると良い。何にでも言えるが、利用促進にはPRが大事
- ・子どもたちが参画して地域の役に立つような取組があると良い。
- ・もっと区の中で横につながっていけると良い。いろいろな事業で一緒にできることがあると思う。
- ・「学びと活動の循環」というのは地域で活動していくために大切な考え方

2 市民館運営の基本的な考え方（基本理念）

次の基本理念を掲げながら、今後の市民館の事業・サービスを展開します。

「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして」

市民館は、地域で暮らす人々にとって、身近な学びの場や気軽に集える交流の場として、大きな強みを持っています。少子化に伴う人口減少、急速な高齢化の進行、地域のつながりの希薄化など社会状況が大きく変化し、市民のニーズも多様化してきています。こうした状況の中、人ととのつながりの変化に伴う孤立などを背景とした様々な地域課題に直面しています。

こうしたことから、今後は、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが住み慣れた地域で、幸せを実感し、いきいきと人生を送ることができる持続可能な地域づくりを進めていくことが求められています。

今後の市民館では、こうした複雑化・深刻化する地域課題を、市民とともに乗り越え解決していくため、地域における「生涯学習の拠点」として、利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場となるとともに、区役所をはじめ、様々な関係部署と横断的に連携し、地域の多様な主体とも協働・連携しながら、あらゆる世代への学びの機会を提供していきます。

また、学びの成果と、住み慣れた地域がもっとも住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるよう、人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

3 市民館の事業・サービスの展開の方向性（基本方針）

次の3つの方向性に基づき、今後の市民館における取組を推進します。

(1) 市民が集う利用しやすい環境づくり～オープンで楽しい居場所に～

「市民が集う利用しやすい市民館」となることをめざし、市民が気軽に集える居場所づくりなど、利用環境の向上を図るとともに、市民館を知つてもらう取組やあらゆる世代に向けた学びの機会の提供、更には、わかりやすい、魅力のある情報発信の取組を推進します。

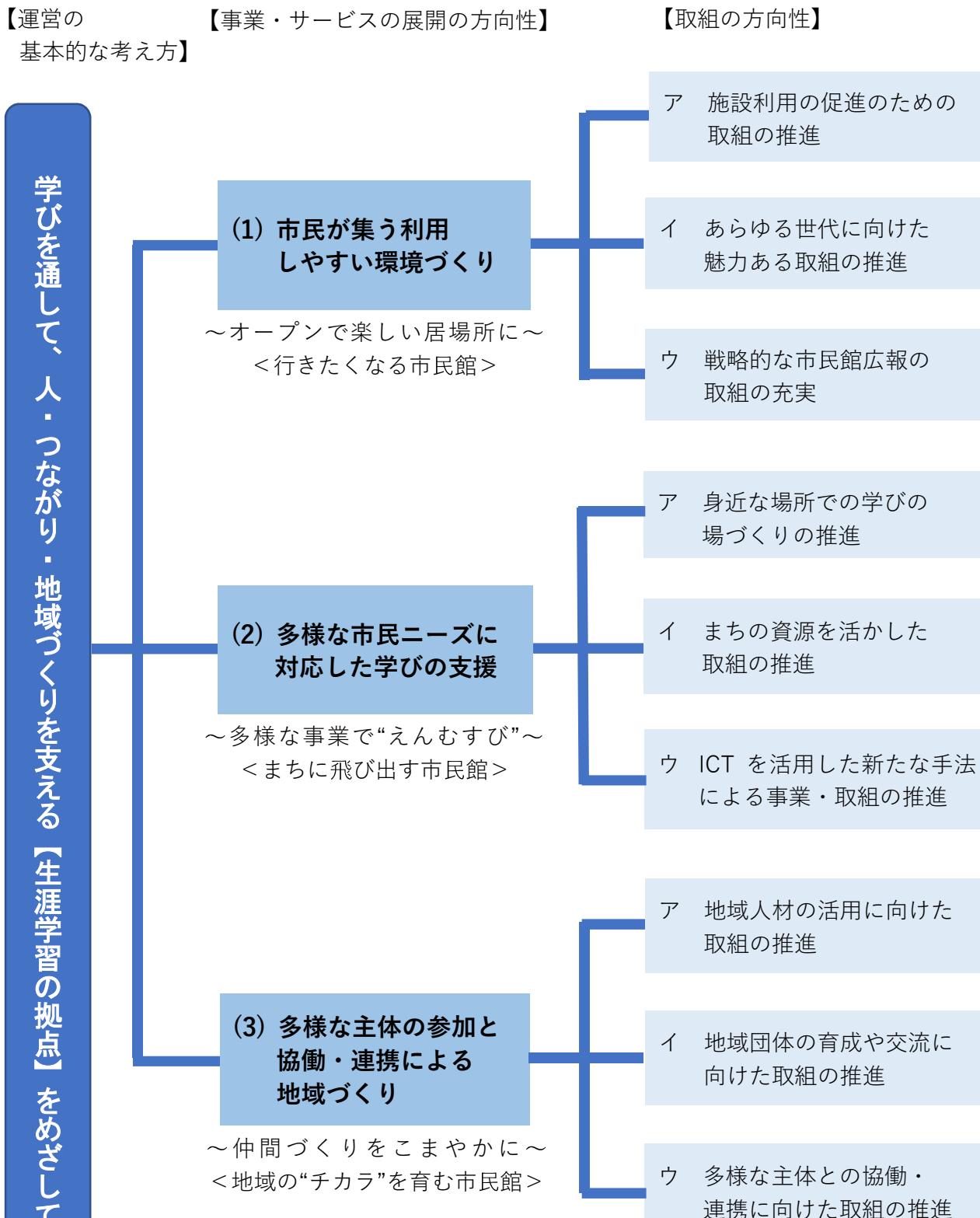
(2) 多様な市民ニーズに対応した学びの支援～多様な事業で“えんむすび”～

「市民に役立つ市民館」となることをめざし、身近な地域の施設と連携しながら、出張型の取組やICTを活用したオンライン化及びデジタル化に向けた取組を進めるとともに、多様な主体とも連携しながら、魅力ある地域資源を活かした取組を推進します。

(3) 多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり～仲間づくりをこまやかに～

「地域づくりを支える市民館」となることをめざし、市民が持つ多様な知識が地域に還元できるしくみづくりや市民が学んだ成果を活かす場づくりに向けた取組を進めるとともに、地域団体の育成・交流を促進する取組やボランティア・研究会・サークルなど多様な主体と協働・連携した取組を推進します。

【今後の市民館の運営のあり方の体系図】



4 取組の方向性

学びを通した、人・つながり・地域づくりを支える「生涯学習の拠点」をめざし、3つの事業・サービスの展開の方向性に基づいて、次のような主な取組を推進します。

(1) 基本方針 I

市民が集う利用しやすい環境づくり～オープンで楽しい居場所に～

ア 施設利用の促進のための取組の推進

各施設の状況に応じ、市民が気軽に集える居場所となるよう、館内スペースの有効活用を検討するとともに、諸室や設備等の機能を有効に活用しながら、市民館を知ってもらう体験講座の開催や地域団体等と連携したコミュニティカフェ事業等の取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○オープンスペースを活用したコミュニティカフェ事業や交流イベントの実施	定期的に施設のオープンスペースなどを活用し、ロビーカフェや子育て広場などを開催し、市民が気軽に集い、交流や情報交換ができる居場所づくりなどの取組を推進します。
○地域情報・地域団体活動などを紹介する展示事業の実施	館内の壁面やオープンスペースなどを活用して地域団体の活動紹介コーナーや地域情報コーナーを設置するなど、市民館に来れば情報が得られる取組の充実を図ります。
○料理室などの教養室を活用した体験型の講座やイベントの実施	利用率の低い教養室を活かした学級・講座や当日申込で参加できる体験型教室・イベント実施するなど、施設の利用促進に向けた取組を検討します。

イ あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進

小中高生、働く世代、子育て世代、シニア世代など、あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマや気軽に受講しやすいテーマの講座等を開催するとともに、働く世代に向け、仕事に活かせる知識習得や自己啓発等のための講座開催などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○あらゆる世代に向けた多様な種類の講座・教室等の実施	学級・講座の実施に際し、それぞれのライフステージに応じたタイムリーな話題に留意したテーマ設定等を行うなど、あらゆる世代に向けた魅力ある取組となるよう事業の充実を図ります。
○働く世代に向けた自己啓発やリカレント教育等の内容の充実	休日や夜間の事業実施、期間を短期での開催や単回での開催に設定するなど、働く世代の参加のしやすさに配慮するとともに、スキルアップ教室やリカレント教育の実施など、働く世代に向けた学習機会の充実を図ります。
○多様な主体と連携した、参加しやすく、行きたいと思う学級・講座の実施	教養講座等にノウハウを持つ川崎市生涯学習財団やかわさき市民アカデミー、高等教育機関等と連携した文化・教養講座の実施など、市民が気軽に受講しやすい学級・講座の実施を検討します。

ウ 戰略的な市民館広報の取組の充実

これまでの「館のたより」やチラシ、ホームページ等での広報に加え、あらゆる世代に向けた広報の充実のため、SNSやメールマガジンなどの多様な広報媒体の活用を図るとともに、その内容の充実に向けて、わかりやすい工夫をしたコラムなどによる情報発信や魅力ある地域情報の発信などを進めます。

主な取組	取組の内容
○気軽に情報を取得できるツイッター等のSNSやメールマガジンなどによる情報発信	市民館だよりの配布やチラシ・ホームページでの広報に併せて、ツイッターやインスタグラムなど、SNSの活用を図るとともに、メールマガジンによるプッシュ型の情報発信など、広報の充実を図ります。
○多様な媒体を活用した魅力的な地域情報や地域活動情報などの発信	情報の拠点である図書館の広報誌やテーマ別本棚、企画展示等との連携をはじめ、地域のフリーペーパーやデジタルサイネージ等の様々な情報媒体の活用など、地域での学びや活動の促進に向けた取組を検討します。
○市民館で学んだ人や活動している地域団体からの口コミによるPR等の実施	学習成果を活かして地域で活躍する人や地域団体への情報発信を丁寧に行っていくとともに、話題とされるような魅力ある内容の広報、個人や団体の口コミなど、情報発信の充実を図ります。

(2) 基本方針Ⅱ

多様な市民ニーズに対応した学びの支援～多様な事業で“えんむすび”～

ア 身近な場所での学びの場づくりの推進

市民館で実施する学級や講座に加え、身近な地域の施設と相互に連携した出張型の学級・講座等を開催するとともに、参加の意向や利用ニーズに合わせて柔軟な対応が図れるよう講師派遣や出前講座などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○学校や地域の福祉施設等と連携した出張型の講座・イベント等の実施	市民館を会場とする学級講座だけでなく、図書館をはじめ、地域の身近な施設である学校や福祉施設を会場とした出張型の学級・講座等の実施を検討します。
○P T A家庭教育学級への講師派遣などによる学習活動支援の充実	市民館の講師等の人材情報を活用し、P T Aが行っている家庭教育学級等への講師派遣を行うなど、地域団体による学習活動への支援を推進します。
○市民館の強みを活かした出前事業などの実施による地域の学習活動等の支援の充実	市民館の学級・講座の企画立案のノウハウ等を活かして実施している出前事業について、多くの方に活用していただけるよう、取組の周知や募集広報の強化を図るなど、地域で行われている学習活動等の支援の充実を図ります。

イ まちの資源を活かした取組の推進

地域の自然、歴史、文化、産業など、魅力ある地域資源を活用しながら、多様な主体と協働・連携した取組を推進するとともに、地域の様々な現場に出向いて学ぶ、職業やボランティアに関する参加・体験型学習等の取組を、企業・地域団体等と連携しながら進めます。

主な取組	取組の内容
○地域の産業や自然、文化・文芸などの資源を活かした地域探訪・魅力発見型の事業の実施	地域愛を育む事業や現地見学、地域産業や郷土史を学ぶ講座の実施など、地域をフィールドにした事業展開を図り、地域に愛着を持つてもらえるような学級・講座等の充実を図ります。
○企業等と連携した産業に関する専門的知識・技術の学習や参加・体験型学習等の事業の実施	川崎の産業や先端技術等について学ぶ参加・体験型の事業の実施など、身近な地域の企業や工場、店舗、農園等に出向いて学ぶ学習事業等の充実を図ります。
○地域で活動しているボランティアグループ等の地域団体と連携した体験型学習等の実施	地域活動への興味・関心を高め、学習活動の幅を広げていく機会として、地域で活躍している地域団体の活動を体験する学級・講座等の実施を検討します。

ウ ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進

「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、ICTを活用しながら、これまで来館し受講していた学級・講座等について、場所や時間に捉われないよう、オンラインによる学級・講座等を実施するとともに、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料などの提供を進めます。

主な取組	取組の内容
○学級・講座の動画データの配信	新しい生活様式への対応の一環として、一堂に会した学習活動だけでなく、動画配信による非来館型の学級・講座を実施するなど、市民の学習機会の充実を図ります。
○対話型のオンライン講座の実施	オンライン学習においても、共に学ぶ活動、学習を通じたつながりづくりを充実していくため、双方向のやり取りが可能なオンライン会議等のアプリケーションを活用した学級・講座等を実施するなど、取組の充実を図ります。
○在宅での学習を支援するためのデジタルコンテンツの配信	在宅学習に役立つ教材や資料等のデジタルコンテンツを配信するなど、新しい日常における自宅での学習活動を支援するための取組の充実を図ります。

(3) 基本方針Ⅲ

多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり～仲間づくりをこまやかに～

ア 地域人材の活用に向けた取組の推進

市民が持つ多様な知識等を地域に還元できるようなしくみづくりに向け、様々な機会を通じて、知識や技能を持つ地域人材を発掘・活用しながら、地域課題の解決等に向けた取組を進めるとともに、市民が学んだ知識を活かし地域の活動の担い手となれるよう育成・支援しながら、市民が学びの成果を活かす場づくりの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○地域や他施設と連携した地域人材情報の収集に向けた取組の実施	既存の連絡会議等も活用しながら、地域や他施設との人材情報の共有など、地域人材の発掘や人材活用を図るための取組の充実を図ります。
○市民館事業等で活躍できる地域人材の育成・支援の充実	市民活動やボランティア活動に関して学習する市民エンパワーメント事業等を実施するとともに、活動に向けた相談・支援等を実施するなど、地域人材の育成・支援に向けた取組を推進します。
○学級・講座や地域で活躍する市民講師等として市民が学んだ成果を活かす事業の実施	市民講師の登録・紹介制度の実施や市民講師を登用した講座等の実施など、市民が学んだ成果を活かしていく取組の実施を検討します。

イ 地域団体の育成や交流に向けた取組の推進

地域団体が、お互いの活動を知り、新たなつながりが生まれるよう、団体間の交流の取組などを進めるとともに、地域活動の活性化に向けて、これから地域で活動を始める際や活動を続ける中での様々な相談・支援の取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○市民館祭りやサークル祭などを通じた様々な地域団体の交流事業の実施	地域団体や自主学習グループ等が参画するイベント等において、企画・準備・運営を通じた団体間の交流がより一層図れるよう、前夜祭などの事前の集まりや実施後の振り返りの催しを開催するなど、団体間交流の促進のための取組の充実を図ります。
○地域団体が相互の活動を知り、出会うための取組の実施	地域団体相互のつながりづくりを推進する連絡会議や生涯学習推進会議を開催するなど、地域団体同士が出会い、相互の活動を知る機会の充実を図ります。
○学習相談事業などを通じた市民の主体的な活動支援の充実	定期的な学習相談の場を提供していくとともに、学習相談の担い手となる相談員の養成を行うなど、市民の自発的・主体的な学びの支援に向けた取組を推進します。

ウ 多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進

市民館の運営などの様々な場面において、市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成する取組を進めるとともに、市民館で活動する研究会・サークルなどの多様な主体との協働・連携した取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○「市民館サポートボランティア」の養成・育成のための取組の実施	ボランティア養成講座やプラッシュアップ研修を実施するなど、「市民館サポートボランティア」の養成・育成に向けた取組の充実を図ります。
○研究会・サークル等と協働・連携した学級・講座の実施	学習成果の還元を促進するとともに、多様な学習機会の創出を図るため、研究会やサークル等の自主学習グループが講師や指導者等として参画する学級・講座等を開催するなど、研究会やサークル等と協働・連携した取組を検討します。
○関係部署等との協働・連携した研究会・サークル等の情報共有等の取組の実施	区役所等の関係部署と相互に所管する地域団体や自主学習グループ等に関する情報を共有するとともに、それぞれが所管する事業等への団体紹介などを通じて、地域団体や研究会・サークル等がそれぞれの分野の枠を超えて広く地域で活躍できるよう、関係部署等との協働・連携に向けた取組を検討します。

5 管理・運営の方向性

(1) 市民館の管理・運営

ア 今後の市民館の管理・運営の検討

本市では、公民館と文化会館の2つの機能を持つ都市型の施設として各区に1館の市民館と地域に密着した6館の分館を設置・運営しています。

今後の市民館については、これらの施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に發揮しながら、持続可能な「地域づくり」に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の市民館は、窓口業務、清掃業務などの管理業務や、ホール運営業務などの専門知識の必要な業務を民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

また、「新しい宮前市民館・図書館」や労働会館に移転予定の「教育文化会館」については、施設の設計や設備の設置などの整備状況と合わせ、今後の市民館全体の管理・運営の状況を考慮しながら、それぞれの管理運営計画を策定していきます。

(2) 市民館における事業・サービス

ア 今後の市民館における事業・サービスの充実

現在の市民館は、主な事業・サービスとして、地域や社会の課題を捉えた学級・講座、イベントのほか、自主学習グループの育成及び活動支援等を実施しています。

今後の市民館においても、これまで実施してきた地域や社会の課題を捉えた学級・講座、自主学習グループの育成・活動支援など、社会教育法の目的を達成するための事業やサービスを継続して実施するとともに、幅広い世代を対象とした事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めています。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

現在の市民館では、大ホールや会議室、体育室、和室、実習室、料理室等のさまざまな施設・設備があり、市民が、それぞれの使用目的に合わせて利用をしています。

ニーズの多様化などから、諸室の個人利用やタイムシェア化、飲食・会話が可能なスペースの設定、オープンスペースの有効活用などが求められています。

今後の市民館においては、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やサービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

【管理・運営の方向性 参考意見】

〈平成 26・27 年度 社会教育委員会議研究報告書（IV-2 施設の連携を高める）抜粋〉

身近な施設における社会教育活動の推進には、行政区ごとに設置された市民館・図書館が、いかに関連する諸施設や諸団体・組織と連携策を開拓し、市民館・図書館の機能を高めていくかが問われている。

〈令和 2 年度市民館グループヒアリング・市民館フォーラムからの主な市民意見〉

- ・気軽に集まれ、飲食ができる場所があると良い。
- ・利用のルールを見える化をして欲しい。
- ・市民館に行けない人も利用できることが増えると良い。
- ・個人でも気軽に参加できると良い。
- ・7 区が違うスタイルで良い。地域のニーズに合わせた市民館
- ・初めて利用する人も使い方がひと目でわかり使いしやすいと良い。
- ・外国籍の方も利用しやすくつながりやすいと良い。
- ・目的や利用者像を絞った施設があっても良い。
- ・地域のニーズに合わせた市民館
- ・気軽に立ち寄れるオープンな場で、交流したりできると良い。
- ・ふらっと入れる工夫があって自然に交流を生み出す仕組みがあると良い。
- ・既成概念にとらわれない自由で柔軟な利用ができると良い。

【施設一覧】

No	施設名	所在地	設立年月	延床面積	主な施設
1	教育文化会館	川崎区富士見	昭和 42(1967) 年 3 月	15,138 m ²	大会議室<300 席>、会議室(8)、学習室(6)、教養室(5)、児童室、イベントホール、市民ギャラリー
2	教育文化会館 大師分館	川崎区大師駅前	平成 7(1995) 年 11 月	1,032 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
3	教育文化会館 田島分館	川崎区追分町	平成 4(1992) 年 10 月	890 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
4	幸市民館	幸区戸手本町	昭和 55(1980) 年 7 月	6,086 m ² (図書館含む)	ホール<840 席>、大会議室<200 席>会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
5	幸市民館 日吉分館	幸区南加瀬	平成 15(2003) 年 7 月	825 m ²	学習室、実習室、和室、児童室、談話室、展示コーナー
6	中原市民館	中原区新丸子東	昭和 49(1974) 年 6 月	4,007 m ²	ホール<375 席>、会議室(6)、教養室(6)、ギャラリー、グループ室
7	高津市民館	高津区溝口	昭和 49(1974) 年 7 月	8,373 m ²	ホール<600 席>、大会議室<300 席>、会議室(6)、教養室(7)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
8	高津市民館 橘分館	高津区久末	平成 5(1993) 年 10 月	1,229 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、和室、市民活動支援ルーム、児童室、談話・ギャラリーコーナー、図書館分館
9	宮前市民館	宮前区宮前平	昭和 60(1985) 年 7 月	8,593 m ² (図書館含む)	ホール<910 席>、大会議室<210 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
10	宮前市民館 菅生分館	宮前区菅生	昭和 62(1987) 年 4 月	413 m ²	集会室、学習室、和室、児童室、談話室
11	多摩市民館	多摩区登戸	昭和 47(1972) 年 9 月	6,438 m ² (専有床面積)	ホール<908 席>、大会議室<200 席>、会議室(6)、学習室(2)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
12	麻生市民館	麻生区万福寺	昭和 60(1985) 年 7 月	6,985 m ² (図書館含む)	ホール<定席 1,010>、大会議室<300 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
13	麻生市民館 岡上分館	麻生区岡上	昭和 53(1978) 年 3 月	800 m ²	学習室、集会室、和室、体育室、児童室、図書室

6 事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 市民館職員に求められる役割

市民館職員は、地域の社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育振興事業の企画・実施及び専門的な助言等を通して、地域における市民の学習活動を促進していく役割を担っています。

本市の社会状況の変化や市民ニーズの多様化に対応していくために、学習機会の提供や学習活動の支援をはじめ、市民の地域社会への参画意欲を醸成し、学習成果を地域課題解決やまちづくり等につなげていくことや、地域の多様な人材・資源等を効果的に結びつけ、地域の力を引き出すことなどが求められています。

(2) 市民館職員に必要な資質・能力

市民館職員には、幅広い視野で市民ニーズや地域の学習課題を把握し、学級・講座を企画立案する能力やコミュニケーション能力が求められています。

また、市民が主体的・能動的に参加し、表現しようとする姿勢を引き出すファシリテーション能力、地域の多様の主体との協働・連携に向けたネットワークの構築を進めるコーディネート能力等を高めていく必要があります。

更に、社会教育に関する知識やスキルに加え、長期的展望にたった将来ビジョンを持ち、社会の動向に注意し、コスト意識を持つ必要があります。また、新しい生活様式への対応をはじめ、学習ツールや市民ニーズ、社会状況の変化等に対応して市民館の現状を的確に把握し、課題に対して積極的に改善に取り組む意識を高めていくことも求められます。

(3) 市民館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

現在、市民館職員の人材育成としては、初任者に向けた社会教育に関する基礎的・基本的な研修はもとより、市民館における実務経験に応じたスキルアップのための専門研修や国立教育政策研究所が実施する社会教育主事講習などへの派遣研修などを実施するとともに、多様化する市民ニーズを的確に捉え、自発的・主体的な学習を適切に支援するための専門性を高める研究に取り組んでいます。

今後の市民館職員には、地域の社会教育の推進に向けて、企画立案能力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力、コーディネート能力などの個々の能力をより高めていくことが求められており、図書館をはじめとした他の社会教育施設等とのより一層の連携や地域の社会教育団体等とのより一層の協働・連携に向けて、様々な人や地域資源をつなぐ能力が必要となります。

そのため、市民館職員が、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう、各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

【事業推進に向けた人材育成の方向性 参考意見】

〈平成30・令和元年度 社会教育委員会議研究報告書（第IV章まとめ）抜粋〉

他の行政職員に比べると、社会教育の仕事は市民と直接的、日常的、多面的に出会うことが多い、そういう点でいうと一番市民のことを知っているはずの職員に期待したい。社会教育職員は市民をよく理解する。子どもをよく理解する。青年をよく理解する。女性を、高齢者をよく理解する。そのところが社会教育の仕事の本来の要だと確認していきたい。

〈令和2年度市民館グループヒアリング・市民館フォーラムからの主な市民意見〉

- ・市民館職員の声かけのチカラは大きい。
- ・コーディネート力と地域への知識を兼ね備えた職員の育成が必要
- ・職員が見えやすく、気軽に声をかけられる工夫をする。
- ・（団体活動等の）企画を考えるプロセスにも職員からのノウハウや情報提供が欲しい。
- ・職員は社会教育のコンシェルジュ、案内人
- ・専門性がある職員が必要
- ・職員の意識が高く、熱意から活動につながった。
- ・職員に気軽に声をかけやすい雰囲気がある。
- ・職員が利用者と頻繁にコミュニケーションをとっている。
- ・市民館職員の声かけのチカラは大きい。

第4章 今後の図書館の運営のあり方

1 図書館の現状と課題

(1) 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設利用環境の向上

ア 現状

図書館における年間貸出冊数は、平成21（2009）年度以降、10年連続で600万冊を超えるものの、利用者人数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向にあります。

図書館利用者アンケートでは、利用目的の1位が「本を借りる」の約81%、館内の滞在時間については、約71%の利用者が60分未満という結果でした。こうした中で、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等を望む市民意見が寄せられています。

図書館では、図書・資料の貸出・返却、調べ物相談（レファレンスサービス）や読書相談のほか、年齢や対象に応じたおはなし会、企画展示や講演会等も行っていますが、これらの市民の読書活動の充実に向けた事業については、十分に活用されているとはいえない状況です。

イ 課題

多様な来館目的に応じた居心地のよい施設環境づくりに向け、館内の限られた空間の有効活用が求められます。また、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められます。

(2) 読書活動推進のための身近な場所でのサービスの展開

ア 現状

現在、各区の地区館及び分館を中心として図書館サービスを展開するとともに、自動車文庫による市内21ポイントでの貸出・返却サービスや、市内10校との連携による学校図書館の地域開放事業のほか、地域団体等への団体貸出制度など、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。

地域では、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による読書の広がりにつながる活動が行われているなど、図書・資料や読書に関わるさまざまな資源が存在しており、これらの地域資源との連携・活用については、多くの可能性が残っている状況にあります。

イ 課題

読書活動の推進に向けて、身近な地域で本に触れ、読書を楽しめるよう、地区館及び分館を拠点としながら、資料や読書に関わる地域のさまざまな資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。

(3) 「知と情報の拠点」としての役割の強化

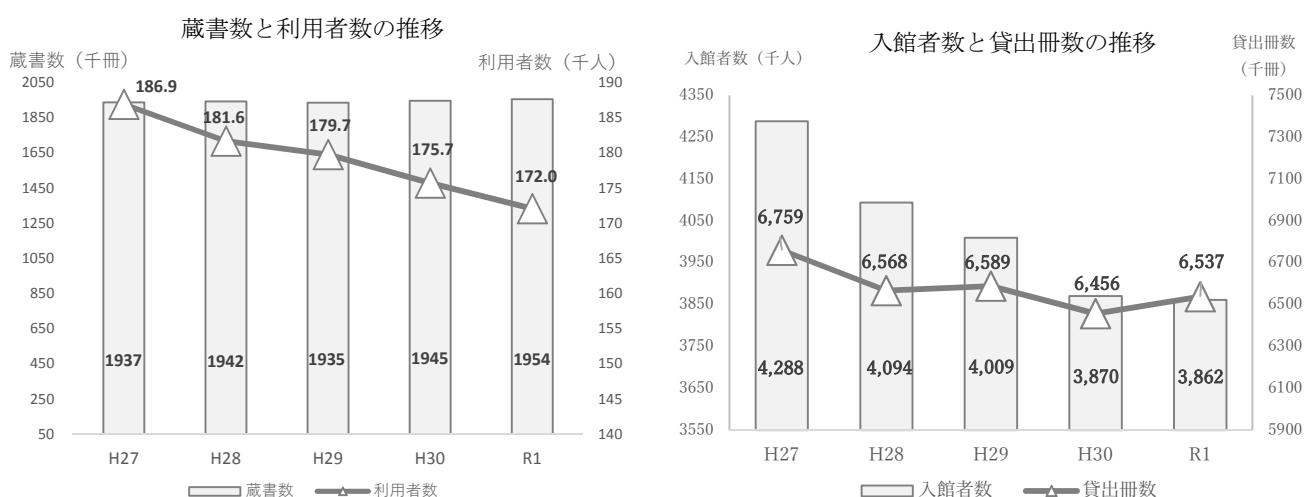
ア 現状

令和元（2019）年度末の図書館における蔵書数は1,954,287冊で、ここ5年で約2万冊増加しています。また、タイトル数は毎年約1万タイトルずつ増加しており、令和元（2019）年度末は約87万タイトルとなっています。

図書館では、障害の有無や年齢、国籍などに関わらず、市民の幅広い読書要求に応えるため、図書、雑誌・新聞等の逐次刊行物、地域資料、CDなど多様な資料の収集を行っているほか、市民の学習活動、課題解決を支援していくため、情報提供サービスとして館内にパソコンを設置し、インターネットや新聞社等のデータベースにアクセスできる環境を整備しています。

イ 課題

より多くの市民に資料を活用いただけるよう、市立図書館全体として、多様な蔵書構築を図るための環境整備とともに、ICTの更なる活用等、将来にわたり継続的に資料を収集・保存・提供していくことが求められます。



※利用者数：図書館に利用登録をしている人のうち図書館サービスを利用

※平成30（2018）年度は図書館システム機器更新のため全館2週間～1ヶ月間休館あり

※令和元（2019）年度は年度末に新型コロナウィルス感染症の影響あり

【図書館の現状と課題 参考意見】

〈令和元年度かわさき市民アンケートの主な結果〉

- 市立図書館を利用したことがある人は約6割であった。
- 利用したことがない人のうち、利用してみたいと思う図書館は「自宅や職場からアクセスしやすい」が最も多く約2割であった。
- 市立図書館を利用しない理由は「情報がなく、よく知らない」「興味がない・本は読まない」が最も多く共に約3割であった。

〈令和元年度図書館利用者アンケートの主な結果〉

- 図書館の利用目的は「本を借りる」が最も多く約8割。次いで「館内で本を読む」が約3割、「勉強や仕事、研究のための調べ物をする」が約2割であった。
- 図書館の利用1回あたりの滞在時間は「30分未満」が約3割、「30分～60分未満」が約4割、「60分～120分未満」が約1割となっており、1時間未満の利用が全体の約7割であった。
- これから図書館に必要と思うものは「本の充実」が最も多く約7割、次いで「より身近な場所での本の貸出・返却が可能」「開館時間の延長」「閲覧席以外に本を読む椅子がある」「本に関するイベントなどの実施」が約2割であった。

2 図書館運営の基本的な考え方（基本理念）

次の基本理念を掲げながら、今後の図書館の事業・サービスを展開します。

「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして」

図書館は、図書・資料という情報資源を活かして、地域で暮らすあらゆる世代を引き付けるという大きな強みを持っています。少子化に伴う人口減少、急速な高齢化の進行、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展などにより、社会状況が大きく変化しつつあります。そのような中、人の豊かさへの価値観が多様化し、人と人とのつながりや地域のつながりに変化がもたらされ、生活や仕事など日常生活において様々な課題に直面しています。

このような状況から、今後は、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが住み慣れた地域で、幸せを実感し、いきいきと人生を送ることができる持続可能な地域づくりを進めていくことが求められています。

今後の図書館は、市民自らによる課題解決を支援するため、図書館の強みを活かし、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集し、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるよう環境整備に努めるとともに、ＩＣＴなども積極的に活用しながら、市民生活の質の向上や地域の課題の発見・解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけにつながる取組を進めていきます。

また、自発的・主体的な学びの成果が、住み慣れた地域で、やりがいのある活動に活かせる好循環が生まれるよう、地域の人づくり、つながりづくりを支えることで、地域づくりを進めます。

3 図書館の事業・サービスの展開の方向性（基本方針）

次の3つの方向性に基づき、今後の図書館における具体的な取組を推進します。

(1) 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり～使いやすく、居心地よく～

「市民が集い利用しやすい図書館」となることをめざし、図書館の利用をより一層促進するため、図書館を知ってもらう取組や市民参加型など多様なニーズに対応した読書普及イベント等の取組、更には、多様な広報媒体を活用した、あらゆる世代への情報発信など広報の取組を推進します。

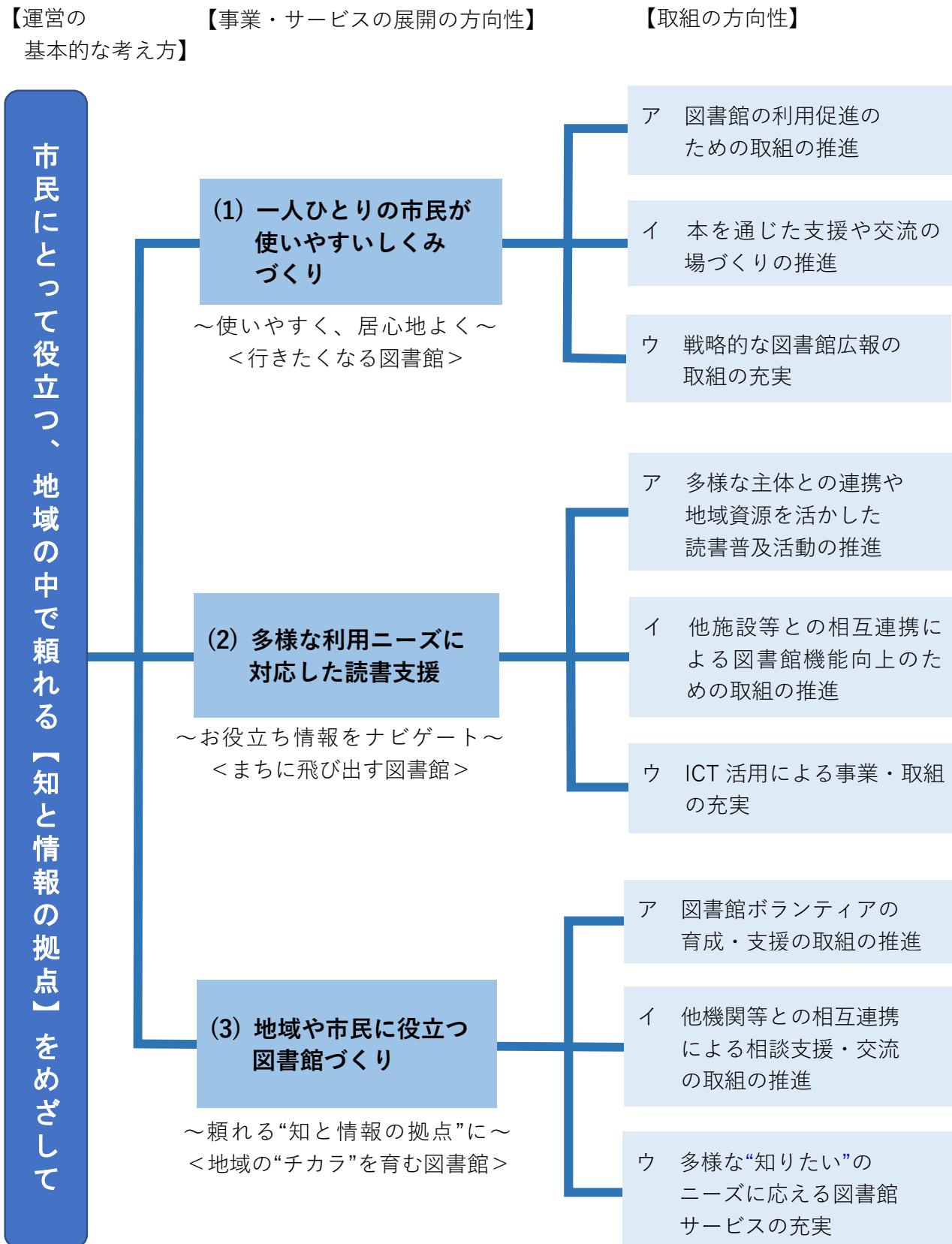
(2) 多様な利用ニーズに対応した読書支援～お役立ち情報をナビゲート～

「市民に役立つ図書館」となることをめざし、必要に応じて館外での取組を行うなど、市民館はもとより地域の中の多様な主体との協働・連携や地域資源を活用した読書普及に関する取組、他施設等との相互連携による取組を進めるとともに、貸出・返却ポイントの設置の可能性やＩＣＴを活用した新たなサービス導入等に向けた検討を行いながら、図書館機能向上のための取組を推進します。

(3) 地域や市民に役立つ図書館づくり～頼れる“知と情報の拠点”に～

「地域づくりを支える図書館」となることをめざし、図書館ボランティアの育成・支援の取組や地域課題の解決に向けた相談・支援の取組を進めるとともに、効率的・効果的な図書・資料の収集・保存のため、共同書庫の設置の可能性等について検討を行いながら、多様なニーズに対応する図書サービスの取組を推進します。

【今後の図書館の運営のあり方の体系図】



4 取組の方向性

市民にとって役立つ、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」をめざし、3つの事業・サービスの展開の方向性に基づいて、次のような主な取組を推進します。

(1) 基本方針 I 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり～使いやすく、居心地よく～

ア 図書館利用促進のための取組の推進

図書館という場や図書・資料がある強みを活かして、図書館を知ってもらう取組や多種多様な図書・資料のある強みを活かした取組などを進めるとともに、あらゆる世代や多様な利用ニーズに適切に対応するための講習・講座、展示、おはなし会などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○図書館を知ってもらうための体験ツアーや活用法に関する講習・講座の実施	子ども向けの図書館体験会や職業体験等に加え、図書館活用に関する講座やバックヤード・書庫等の設備を紹介するツアーなど、図書館を知ってもらうための取組の充実を図ります。
○子どもへの読書普及に向けたおはなし会やイベントの実施	子どもの年齢・発達や時節に合わせた絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施するなど、おはなし会やイベントの内容を充実させる等、読書の楽しみや喜びを伝えていく取組を推進します。
○利用者とともにつくるおすすめ図書・資料作成・展示の実施	ティーンエイジャーによるおすすめ本紹介ボードの設置の検討や、本を紹介するポップの募集など、利用者の目線で本を紹介する取組を検討します。
○利用者が興味・関心を抱き、地域の課題解決にもつながる展示や講習・講座の実施	豊富な図書・資料を活用して、他部署等とも連携しながら、地域のニーズや生活課題、時事等を捉えた多様なテーマによる図書・資料の展示や講習・講座等の充実を図ります。

イ 本を通じた支援や交流の場づくりの推進

本との出会いを多くし、より一層、図書館の利用を促進していくため、読書会、朗読会などの参加型の読書普及イベントなどを実施するとともに、市民の交流に向けた本棚の設置や他施設と連携したブックカフェの開催などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○地域資料を活用した、まちの魅力を知るための企画展示の実施	市及び区・地域に関する図書のほか、地図や写真など、様々な資料を活用した企画展示等を区役所等と連携し、まちの魅力を発信する取組の充実を図ります。
○大人も子どもも参加できる読書会、朗読会などの実施	好きな本について語り合ったり、紹介し合ったりする読書会の検討や、朗読会など、図書・資料を通じた交流が図れるような事業を推進します。
○市民とともにつくるテーマ別本棚等を通じた交流の場づくり	特定のテーマに関連する図書・資料を集めた本棚を市民とともに作る活動等を通じて交流を図る取組の充実を図ります。

ウ 戰略的な図書館広報の取組の充実

これまでの図書館だよりやホームページ等での広報に加え、図書館をより知ってもらい利用してもらうためのリーフレットの作成やPR動画の作成・配信、内容や対象を踏まえた広報媒体による分かりやすい図書館活用法など、図書館事業・イベントの情報発信を進めます。

主な取組	取組の内容
○図書館の利用方法及び活用の仕方等を掲載したリーフレットの作成・配布などによる情報発信	図書館の活用方法、取組紹介などを掲載したリーフレットの作成及び機会を捉えた配布など、図書館サービスを知ってもらうための情報発信について検討します。
○行きたくなる図書館をめざしたPR動画の作成・配信	図書館の利用方法や館内の施設及び取組紹介等の動画を作成し、図書館見学時での活用やインターネット配信等を検討します。
○各館の特性に応じ、多様な広報媒体を活用した定期的な周知・広報の充実	普段、図書館を利用していない市民にも図書館について知ってもらえるよう、図書館だよりの内容や発行回数、配布場所等の見直しや、ICTの更なる活用等により、効果的な周知・広報を推進します。

(2) 基本方針Ⅱ 多様な利用ニーズに対応した読書支援～お役立ち情報をナビゲート～

ア 多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進

地域の中のさまざまな魅力ある資源を活かしながら、地域文庫や市民活動団体等の多様な主体と協働・連携した読書普及に関する取組を推進するとともに、学校や企業等と連携した取組や大学図書館、他自治体図書館との相互連携などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○地域のボランティア団体やスポーツ団体等多様な主体と連携した読書普及事業の実施	ボランティア団体等との連携によるおはなし会の開催や、川崎フロンターレとの協働など、多様な主体と連携した読書普及事業を実施していきます。また、市民館や区役所等を通じて、地域で活動する多様な団体と連携した企画展示の実施やイベント等への参加により読書普及事業の充実を図ります。
○地域の書店や古書店との連携による読書普及に関する取組の実施	書店との連携による読書普及に関する事業の実施に加え、図書館と書店・古書店との相互情報発信など更なる連携に向けた取組について検討します。
○学校や地域団体との更なる連携に向けた団体貸出等のしくみづくり	学校や地域で活動する団体に対する図書・資料の団体貸出について、貸出前の選書支援の充実や図書・資料の運搬方法など活用促進に向けた取組を検討します。

イ 他施設等との相互連携による図書館機能向上のための取組の推進

多様な利用ニーズに適切に対応するため、他施設等や地域イベント等に合わせた出張図書館などの利用促進のための取組を進めるとともに、図書館機能の向上のため、返却ボックスや自動車文庫の活用に加え、他施設等での貸出・返却ポイントの設置の可能性に向けた検討を進めます。

主な取組	取組の内容
○自動車文庫を活用した地域の他施設やイベント等での出張型図書館サービスの実施	他施設や地域のイベント等に自動車文庫を活用し、図書・資料の貸出のほか、読み聞かせを実施するなど、出張図書館サービスの実施を検討します。
○利用者の視点に立った、学校や福祉施設など他施設と連携した図書館サービスの実施	各施設による事業等に対して、図書・資料コーナーの設置支援など、図書館ができる支援メニューの提示等により相談に応じ、資料の積極的な利用を促す取組を推進します。
○返却ボックスや他施設等での図書・資料の貸出・返却ポイント設置の可能性の検討	図書館施設外で図書・資料の返却を可能とする返却ボックスの効果的な設置の検討とともに、他施設での予約図書・資料の受取手法等についての実施の可能性も含め検討します。

ウ ICT活用による事業・取組の充実

インターネット上の図書・資料の検索や予約等のサービスに加え、「新しい生活様式」への対応も見据え、図書館システムの更新と合わせながら、電子書籍や音楽配信サービス、図書館アプリ等、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めるとともに、地域資料等のデジタル化などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○図書館システムを活用した宅配貸出サービスの実施	宅配サービスを利用し、インターネット上で予約した図書・資料を利用者に届ける非来館型サービスの実施を検討します。
○次期図書館システムの更新に合わせた電子書籍や音楽配信サービス等の導入に向けた検討	令和5年に予定をしている図書館システムの更新に合わせ、電子書籍等デジタルコンテンツの導入を検討します
○適切な資料保存や利用促進のための地域資料のデジタル化に向けた取組の実施	所蔵する地域資料をデジタル化しインターネット上に公開することで、資料へのアクセスを容易にし、地域学習等での活用も可能となることから、引き続き地域資料のデジタル化の取組を推進します。

(3) 基本方針Ⅲ 地域や市民に役立つ図書館づくり～頼れる“知と情報の拠点”に～

ア 図書館ボランティアの育成・支援の取組の推進

これまで図書館の運営を支えてきた読み聞かせボランティアやおはなし会ボランティアに加え、図書館の運営のさまざまな面において、市民が活躍できるボランティアの育成などの取組を進めるとともに、地域の多様な主体との協働・連携に向けた取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○読み聞かせや本の修理に携わるボランティアなど図書館事業に携わるボランティアの育成・支援の充実	読み聞かせボランティア養成講座やボランティア交流会の開催等を通じてボランティアの育成・支援を充実するとともに、地域で活動できるように支援の充実を図ります。
○図書館の運営をサポートするボランティア育成・支援のしくみづくりの検討	書架整理や施設案内など、図書館の運営をサポートするボランティアの育成・受入など、しくみづくりを検討します。
○地域の中でさまざまな読書に関わる活動を行う団体の情報収集に向けた取組の実施	地域で読書会や読み聞かせ、地域文庫の開設など読書に関わる活動を行う団体について、情報収集し、活動内容等について周知するなど、連携に向けた取組を検討します。

イ 他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進

多様なニーズへの適切な対応のため、市民活動団体や企業など多様な主体との協働・連携した取組を進めるとともに、区役所を含めた様々な公共機関等と連携しながら、図書・資料の活用を通じて地域課題の解決に向けた相談・支援、交流の場となるような取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○区役所など関係機関・部署等と連携した地域課題の解決につながる企画展示等の実施	社会状況や地域の特性・課題、市の施策に合わせた企画展示等を、区役所等関係機関と連携して実施する取組を推進します。
○商店街や自主サークル等地域のさまざまな主体と連携した図書・資料の展示や相談会の実施	商店街が主催するイベント等における図書・資料の展示や、自主サークルと連携した夏休みの課題相談会等を実施しており、今後も各団体との連携を図りながら、状況に応じて連携団体の拡充を図るなど取組を充実します。
○自主サークルや市民活動団体等と連携した講習・講座等の実施	読書普及啓発に関わる市民主体のイベントへの協力や、本を活用した地域交流団体等と協働・連携で講習やイベント等を開催するなど、地域で交流を推進する事業の実施を検討します。

ウ 多様な“知りたい”のニーズに応える図書館サービスの充実

効率的・効果的な図書・資料の収集、保存を行うため、集中選定による図書・資料の購入、各館での分担収集による保存や除籍等を含め、蔵書構築に関する考え方を整理するとともに、ＩＣＴ活用によるサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービスなど、市立図書館全体で図書・資料を収集・保存・有効活用するための図書館ネットワーク機能強化の手法について検討を進めます。

また、さまざまな機会を通じてニーズの的確な把握に努め、障害者、高齢者、外国につながる市民など誰もが情報にアクセスしやすい図書サービスの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○地域の状況に応じた図書・資料の充実と郷土資料・行政資料の積極的な収集及び活用の充実	行政資料や市民により出版された図書・資料、市民による調査報告書など、川崎市に関する図書・資料や区・地域に関する図書・資料をより積極的に収集・保存し、その活用の充実を図ります。
○障害のある方等も読むことのできる機器の導入の検討や読みやすい図書・資料の充実	障害の有無等、様々な背景を持つ市民の読書要求等に応えられるよう、画面が拡大できるタブレット端末の導入の検討や、大活字本、ＬＬブックス、外国語図書などの図書・資料の充実に向けた取組を推進します。
○図書館ネットワーク機能の強化のための手法の一つとして共同書庫の設置の可能性についての検討	効率的な図書館運営に繋げるため、蔵書構築に関する考え方の整理を行うなど、全館で図書・資料を収集・保存・有効活用するための共同書庫の設置の可能性について検討します。
○“知りたい”のニーズに応えるための定期的な図書館の利用ニーズ調査の実施	アンケート調査などにより、定期的な調査を実施することで、図書館としての役割を十分に發揮できているかの検証や市民ニーズの把握に向けた取組を推進します。

5 管理・運営の方向性

(1) 図書館の管理・運営

ア 今後の図書館の管理・運営の検討

本市の図書館は、各区に1館の地区館、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫を市内巡回することにより、全市的な図書館サービスを展開しています。

今後の図書館については、これらの施設を核として全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、読書を通じた「人づくり」や図書館という場づくりを通じた住民相互の「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、持続可能な「地域づくり」に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の図書館は、貸出・返却カウンター業務や配架業務などを民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の図書館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

また、「新しい宮前市民館・図書館」については、施設の設計や設備の設置などの整備状況と合わせ、今後の図書館全体の管理・運営の状況を考慮しながら、管理運営計画を策定していきます。

(2) 図書館における事業・サービス

ア 今後の図書館における事業・サービスの充実

現在の図書館は、主な事業・サービスとして、資料の収集、資料の貸出・返却、レファレンスサービス、読書普及活動（おはなし会や資料の企画展示）等を実施しています。

今後の図書館においても、これまで実施してきた図書・資料等の収集、貸出・返却、レファレンスサービス、読書普及活動など、図書館法の目的を達成するための事業やサービスは継続して実施するとともに、図書館の利用をより一層促進する事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めています。

イ 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討

現在の図書館では、自動車文庫による巡回貸出、障害のある方への対面朗読・郵送貸出、子ども向けおはなし会開催等に加え、館内閲覧やレファレンスサービス等を提供しています。

ニーズの多様化などから、閲覧室の拡充や予約システム化、Wi-Fi環境や電源の提供、会話が可能なスペースの設定、地域資料の有効活用や電子書籍などデジタル環境の整備などが求められています。

今後の図書館においては、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していきます。

【管理・運営の方向性 参考意見】

〈平成 26・27 年度 社会教育委員会議研究報告書（IV-2 施設の連携を高める）抜粋〉

身近な施設における社会教育活動の推進には、行政区ごとに設置された市民館・図書館が、いかに関連する諸施設や諸団体・組織と連携策を開拓し、市民館・図書館の機能を高めていくかが問われている。

〈令和元年度かわさきの図書館アイデアミーティング等からの主な市民意見〉

- ・閲覧席の混雑を市民館の空き部屋などで解消できると良い。
- ・市立の公共施設と連携して予約した本の受取りができると良い。
- ・夜間まで開館時間を延ばしてほしい。
- ・飲食スペースの充実
- ・地域ごとに館の特性を考えて、声出しOKの時間につくる。

〈令和 2 年度図書館のあり方に関する懇談会等からの主な意見〉

- ・デジタル環境の中で図書館がどのようなサービスを展開していくかを検討した方が良い。
- ・デジタル基盤の整備やバリアフリーの視点、社会福祉の視点を踏まえた図書館であってほしい。
- ・市民館と図書館とが連携してくれたためにも、定期的に話し合いの場を設け、情報交換を行った方が良い。
- ・行政間だけでなく、利用者懇談会の開催など市民との話合いの場を設けてはどうか。

【施設一覧】

No	館名	所在地	設立年月	延床面積	蔵書数	閲覧席数
1	川崎図書館	川崎区駅前本町	平成 7(1995)年 4月	1,179 m ²	183,434 冊	28 席
2	川崎図書館田島分館	川崎区追分町	平成 4(1992)年 10月	203 m ²	47,135 冊	12 席
3	川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前	平成 7(1995)年 11月	265 m ²	48,741 冊	10 席
4	幸図書館	幸区戸手	昭和 55(1980)年 7月	873 m ²	144,750 冊	54 席
5	幸図書館日吉分館	幸区南加瀬	平成 15(2003)年 7月	245 m ²	40,879 冊	13 席
6	中原図書館	中原区小杉町	昭和 35(1960)年 4月	4,497 m ²	406,252 冊	201 席
7	高津図書館	高津区溝口	昭和 12(1937)年 4月	2,196 m ²	249,549 冊	148 席
8	高津図書館橋分館	高津区久末	平成 5(1993)年 10月	247 m ²	37,893 冊	15 席
9	宮前図書館	宮前区宮前平	昭和 60(1985)年 7月	1,448 m ²	244,043 冊 <small>(自動車庫含む)</small>	74 席
10	多摩図書館	多摩区登戸	昭和 47(1972)年 4月	1,725 m ²	271,527 冊	93 席
11	菅閲覧所	多摩区菅	平成 5(1993)年 9月	348 m ²	29,184 冊	48 席
12	麻生図書館	麻生区万福寺	昭和 60(1985)年 7月	1,346 m ²	208,645 冊	74 席
13	麻生図書館柿生分館	麻生区片平	平成 15(2003)年 6月	391 m ²	42,255 冊	44 席

6 事業推進に向けた人材育成の方向性

(1) 図書館職員に求められる役割

図書館職員は、図書館法にある図書館の目的である図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための専門的職員として、図書・資料の収集・保存・提供を基本とした、地域における市民の生涯学習活動を支える役割を担っています。

本市の社会状況の変化や市民ニーズの多様化に対応していくために、地域資料や課題解決に役立つ広範な図書・資料の収集・保存を行い、地域課題等を把握し市民に役立つ情報提供するなど、多様な図書・資料等を活用した人のつながりづくりや地域の力を引き出すことなどが求められています。

(2) 図書館職員に必要な資質・能力

図書館職員には、地域や利用者等が求めるものを把握し、的確に情報を提供する能力が求められています。

また、図書・資料への関心や教養に加え、社会状況や地域に関する情報等の収集能力、相手の意図をくみ取るためのコミュニケーション能力や共感力、また、図書・資料の提供方法を工夫する際の企画力、人と図書・資料などの情報をつなぐコーディネート能力等を高めていく必要があります。

更に、これら資質・能力に加え、長期的展望にたった将来ビジョンを持ち、社会の動向に注意し、コスト意識を持つ必要があります。また、新たな媒体やニーズ、社会状況の変化に対応して図書館の現状を積極的に改善していく意識の改革も求められます。

(3) 図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修

現在、図書館職員の人材育成としては、初任者に向けた社会教育及び図書館業務に関する基礎的・基本的な研修はもとより、図書館におけるOJTを通じた職場における人材育成や、文部科学省と国立教育政策研究所が主催する図書館司書講習や図書館司書専門講座などへの派遣研修などを実施しています。

今後の図書館職員には、地域や利用者のニーズを把握し、的確に情報を提供する能力、コミュニケーション能力、コーディネート能力などの個々の能力を高めていくことが求められており、より広い視野で社会状況を捉え、地域・生活課題の解決や市民が読書活動を通じて自己を高めていくことを支援する能力が必要となります。

そのため、市民の読書活動を促進していく図書館職員として、多様な図書・資料の収集や提供、レファレンス、事業企画など図書館サービスへの理解を深め、個々の専門性の向上を図るために各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身に付けるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めます。

【事業推進に向けた人材育成の方向性 参考意見】

〈平成 28・29 年度 社会教育委員会議図書館専門部会研究報告書（職員に関する意見 抜粋）〉

- ・図書館スタッフの専門性は凄く大事で、専門的なことを詳しく知っているだけではなくて、市民が持っているニーズが何かを掴める感覚を持っていないといけない。
- ・何もかも図書館で行うことはできないので、図書館が本来行うべきサービスと他機関と連携し行うサービスとを明確に区別するとか、一人ひとりへの対応が異なるのでマンパワー確保が必要である。
- ・他部局と連携して職員のスキルを充実させる研修などをやっていくのも大事ではないか。

〈令和 2 年度図書館のあり方に関する懇談会等からの主な意見〉

- ・図書館サービスを地域等と一緒に考えて作っていく必要がある。アイデアを出していくために柔軟に考えられることが必要
- ・図書館がハブとなり、皆に役立つ情報を集め、提供し、求める人たちの知識習得に寄与する。
- ・利用者とのコミュニケーションから学ぶことが多い。利用者の「知りたい」を引き出す力が必要

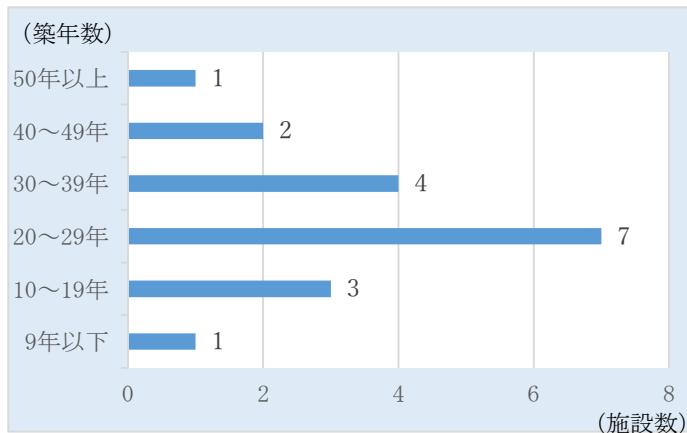
第5章 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性

1 施設の現状と課題

本市の市民館・図書館は、建築後30年以上経過している施設が約4割となるなど、他の公共施設と同様に老朽化等が課題となっています。

これまで各施設の個別部位の長寿命化などに取り組んできましたが、今後、市民の生涯学習活動を支えるとともに多様なニーズに対応するために市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があります。

建築年数別施設数（令和2年4月1日現在）



施設別建築年数（令和2年4月1日現在）

No.	施設名	建築年数
1	教育文化会館	53年
2	岡上分館	42年
3	幸市民館・図書館	40年
4	麻生市民館・図書館	35年
5	宮前市民館・図書館	35年
6	菅生分館	33年
7	高津図書館	32年
8	田島分館	27年
9	橋分館	26年
10	川崎図書館	25年
11	大師分館	24年
12	多摩図書館	23年
13	多摩市民館	23年
14	高津市民館	22年
15	柿生分館	17年
16	日吉分館	17年
17	中原市民館	11年
18	中原図書館	7年

2 環境整備の主な取組

(1) 川崎市立労働会館及び教育文化会館再編整備の推進

社会教育振興事業や労働者支援事業の進展と会館の更なる活性化を図るために施設整備等のあり方を取りまとめた「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」（平成31（2019）年3月策定）に基づき、特定天井対策等の社会状況の変化等を踏まえ、令和3（2021）年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定いたしました。

本計画において、老朽化対策をはじめ特定天井対策や耐震対策等の防災・BCP対策の実施とともに、空間・機能の融合化やユニバーサルデザイン化の推進、環境や公園との共生等を図ることにより、今後60年程度の施設利用を目指す長寿命化対策を実施すること等を施設整備の方針としました。

(2) 新しい宮前市民館・図書館の整備の推進

宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図ること等を公共機能の方向性とし、区役所・市民館・図書館を鷺沼駅周辺に移転・整備することとした「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成31（2019）年3月策定）に基づき、令和2（2020）年8月に「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定しました。

本計画において、市民館・図書館の融合や現諸室の利用状況等を踏まえた諸室の規模の適正化の他、多機能化や高機能化等の多目的化、可変性の確保や市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性、フリースペース等の新規・拡充スペース等の創出の検討など、スペースの再構築と有効活用等を施設整備方針としました。

多目的化等の例（想定）

事項	例（想定）
多目的化	両施設の共用化 会議スペースや和室等の教養スペースを図書閲覧スペースとして活用、児童室を図書館の利用者の託児スペースとして活用 等
	多機能化 音楽、軽運動や創作活動への対応可能とする会議スペースとして防音・防振・防汚・防水性等を一定程度確保、料理室や実習室等の教養スペースを会議スペースとして活用できる設え 等
	高機能化 Wi-Fiの導入、照明の調光や映像機器の利用を可能とする設え 等
可変性の確保	可動間仕切り壁の設置による利用人数に応じた室構成への対応、廊下と連続した利用を可能とする諸室のオープン性の確保 等

（「新しい宮前市民館・図書館基本計画」抜粋）

3 施設整備の基本方針

各施設の条件や環境等が異なる中、このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向、社会状況の変化等を踏まえ、現在の施設を基本とし、次の基本方針に基づき施設整備を進めていきます。

（1）長寿命化による施設整備

築30年以上経過した施設の躯体や設備等の調査を順次実施し、個別の施設の詳細な老朽化の状況等を把握します。その上で、「既存の施設を最大限活用する」という本市の資産マネジメントの考え方に基づき、施設の使用期間を60年以上とすることを目標とする長寿命化による施設整備を基本とした取組を進めます。

（2）計画的かつ効率的・効果的な施設整備

施設規模・条件、躯体・設備等の老朽化の進行状況やメンテナンス性、利用状況、工事の中長期的な施設利用への影響、防災やまちづくり施策上の位置づけ等を総合的に勘案した上で、安全・安心面、機能面、環境面における対策が効率的に効果を発揮するメニューを中心とした施設整備等を検討の視点とし、社会状況の変化も踏まえた施設整備を計画的に推進します。

ア 安全・安心面

特定天井対策、非常用電源の設置等の防災・BCP対策や内外装改修や設備更新等の老朽化対策

イ 環境面

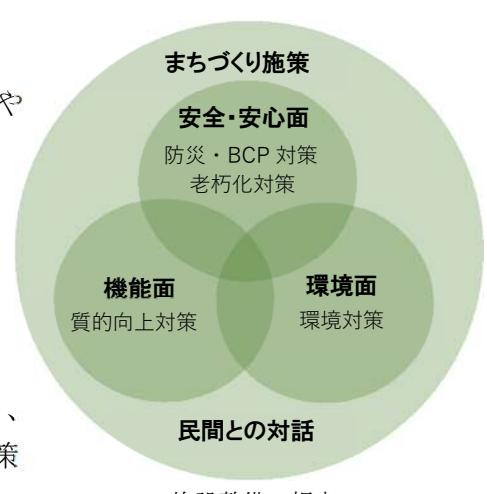
太陽光発電設備の設置や設備の高効率化等の環境対策

ウ 機能面

諸室の規模の適正化や多目的化（多機能化、高機能化等）、トイレの快適化、バリアフリー化、木質化等の質的向上対策

エ まちづくり施策との連携

教育文化会館・労働会館の再編整備に向けた取組等と同様、公共施設の再編等のまちづくり施策との連携



オ 民間との対話

「民間活用（川崎版PPP）推進方針」（令和2（2020）年3月策定）に基づき、民間が持つアイデアやノウハウを最大限活用するため、整備手法に応じてサウンディング調査等による対話の実施

（3）横断的な対応による施設整備

社会的ニーズの高い課題等に横断的に対応する主な取組として、次の施設整備を推進します。

ア トイレの快適化

特に施設利用者のニーズの高いトイレの快適化については、令和2（2020）年度に幸・多摩・麻生市民館・図書館でモデル事業として設計を実施しています。モデル事業の検討状況や他の施設の劣化状況等を踏まえ、順次、トイレの快適化を推進します。

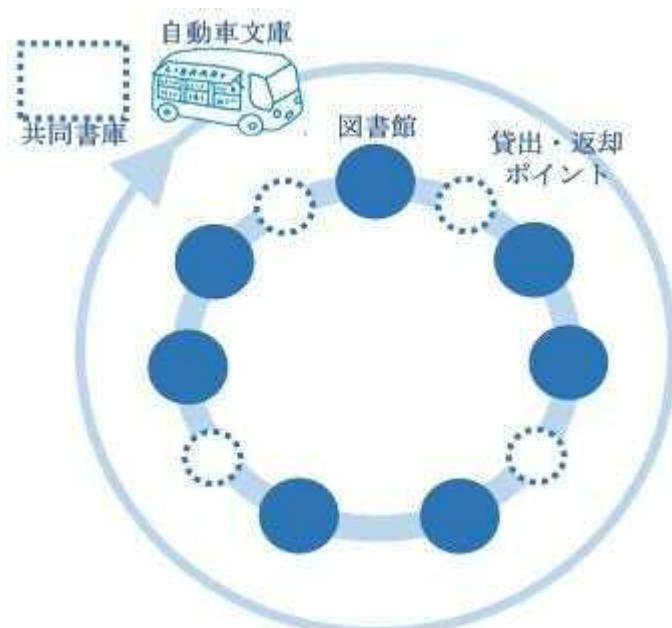
イ 特定天井対策

「川崎市公共建築物特定天井対応方針」（令和元（2019）年11月策定）に基づき、宮前市民館ホールは令和2（2020）年度中に事業着手し、また、幸・高津・多摩・麻生市民館ホールは、令和5（2023）から7（2025）年度の間で事業着手することを目標としています。

ウ 図書館ネットワーク機能の強化に向けた検討

市民の多様な読書ニーズへの対応を図るため、効率的・効果的な図書・資料の収集保存や、閉架書庫のコンパクト化によるスペースの有効活用等の視点に基づき、市立図書館全体の共同書庫の設置の可能性について検討を進めます。

また、超高齢社会の到来等の社会状況の変化や公共施設の多目的化等の社会的要請への対応を見据え、他の公共施設との複合化、自動車文庫や民間施設の活用等の視点に基づき、図書等の貸出・返却ポイントの設置の可能性についても検討を進めます。



図書館ネットワークイメージ図

第6章 今後の市民館・図書館のあり方に基づく取組の推進に向けて

このあり方では、概ね10年後の未来に向けて、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、今後の市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくため、本市の社会状況や施設の現状と課題などを踏まえながら、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示しています。

このあり方に基づく今後の取組の推進にあたり、これまでも進めてきた取組については、利用ニーズを踏まえた柔軟な対応や新たな工夫をしながら、引き続き推進するとともに、今後に検討が必要な取組については、令和3年度に予定されている総合計画第3期実施計画や行財政改革第3期プログラムの策定作業とも整合性を図りながら、かわさき教育プラン第3期実施計画への位置づけを検討するなど、着実な取組の推進を図ります。

1 庁内における推進体制

市民館・図書館を含めた市民の生涯学習を支える施策の推進にあたっては、教育、子ども、保健、福祉、まちづくり、環境分野の施策をはじめ、平和・人権や男女平等、文化・芸術、スポーツなど、多岐にわたる分野の施策とのより一層の連携が必要となります。

本市における生涯学習施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、庁内関係部局区で連携するしくみづくりを行い、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

2 事業推進における市民意見聴取

これまでも、本市における社会教育の推進にあたっては社会教育委員会議から、また、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、各市民館・図書館専門部会から、ご意見をいただきながら円滑な運営に努めてきました。

また、このあり方の策定作業においては、市民からの意見を伺うしくみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めてきました。

今後のあり方に基づく取組の推進にあたっても、引き続き社会教育委員会議等を通じた専門的な意見に加え、利用者や関係団体をはじめとする様々な主体との対話を基本とした事業推進に努めていきます。

【用語説明】

用語	説明
レファレンスサービス	調べもの相談サービスのこと。利用者の学習・研究・調査等に必要な図書・資料・情報を検索・提供・回答することで支援をするサービス
地域包括ケアシステム	地域において「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」などの必要なサービスが、必要な方に提供されるための仕組み
資産マネジメント	社会教育施設や学校施設などの公共建築物、道路、橋りょうなど、さまざまな施設の最適な維持管理や活用等を行うための取組
持続可能な開発目標（S D G s）	2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
ステークホルダー	利害関係者。利害関係にある市民や地域の団体、企業等のこと
I C T	情報通信技術（information and communications technology）の略称で、コミュニケーションツールとしての通信サービスの役割を強調した情報技術
コミュニティカフェ	地域の中で人々が集まる場、人と人との結ぶための場として、様々なテーマで集い、飲食などを楽しみながら、話し合ったり、学び合ったりする交流の場
リカレント教育	学習と行動のサイクル「学びと活動の循環」や学校を卒業・修了した人の「学び直し」などに向けた教育
プッシュ型の情報発信	ニュースレターやメールマガジンなど、データやコンテンツを電子メールなどにより、事前登録者のPCやスマートフォンなどの端末に配信すること。
デジタルサイネージ	電子掲示板。モニターなどにデジタル技術・通信によって映像や文字を表示する広報媒体
エンパワーメント	その人の本来持っている能力などを高め、自己実現や地域での活躍に必要な力を身につけること
ファシリテーション	学級・講座やイベント、会議、ミーティングなどにおいて、その進行を円滑に行い、参加者の意見を引き出し、まとめ上げていくとともに、ゴールに導き、成果が上がるよう支援すること
L Lブックス	知的障害がある等で一般的な文章では理解が難しい方や日本語に慣れていない方にとっても読書が楽しめるよう、やさしい日本語で書かれ、ふりがなや写真・絵を入れて分りやすく工夫された読みやすい本のこと
P P P	官民連携事業（Public Private Partnership）の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、効率的・効果的に公共サービスを提供する事業
サウンディング調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキームについて、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法

今後の市民館・図書館のあり方（案）

令和3（2021）年1月
川崎市教育委員会

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

TEL : 044-200-3303 Fax : 044-200-3950

E-mail : 88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市